

香川県公立高等学校学び直しへの支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 香川県公立高等学校等学び直しへの支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給の目的)

第2条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等を退学した後、県立高等学校又は高松第一高等学校に再入学し、又は編入学した生徒であつて、法の規定による高等学校等就学支援金の支給の対象となる期間の経過後に引き続き県立高等学校又は高松第一高等学校に在学するものに対し、その授業料等の支援をすることにより、その教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において、支給する。

(支給要件)

第3条 学び直し支援金は、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して支給する。

- 一 日本国内に住所を有する者。
- 二 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に県立高等学校又は高松第一高等学校に再入学し、又は編入学した者（高等学校等就学支援金（この条において「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であつた者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であつた者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかつた者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかつた者を含む。）をいう。）に限る。）
- 五 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- 六 法第3条第2項第3号に該当しないことにより、保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- 七 第4号における再入学又は編入学時において、学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者

(支給額等)

第4条 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、授業料等の月額に相当する次の額を支給する。

- 一 全日制課程 9,900円
- 二 定時制課程 2,200円
- 三 通信制課程 別に定める額

2 学び直し支援金の支給期間は、在学する高等学校の課程の修業年限を経過する日までとする。ただし、高松第一高等学校に在学する生徒については、通算して12月とする。

3 学び直し支援金は、原則として、3月分を一括してその最後の月に支給するものとする。

(支給の申請)

第5条 学び直し支援金の支給を受けようとする県立高等学校又は高松第一高等学校の生徒（以下「申請者」という。）は、「学び直し支援金支給申請書」（以下「申請書」という。）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて（以下申請書と個人番号カードの写し等又は課税証明書等を「申請書等」という。）在学する学校の校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、提出された申請書に所要の事項を記載するとともに、受給資格認定申請者一覧を作成し、教育長が指定する期日までに教育長に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 教育長は、学校長から前条の規定による受給資格認定申請者一覧の提出があったときは、必要な事項を審査の上、学び直し支援金の支給の適否を決定し、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(支給の決定の取消し)

第7条 教育長は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、学び直し支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 学び直し支援金の支給を辞退したとき。
- 三 保護者等が第3条第6号に掲げる要件を欠くに至ったと認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により学び直し支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、受給者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(支給の停止等)

第8条 受給者は、休学し、又は留学しようとするときは、学び直し支援金支給停止申出書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、必要な事項を審査の上、学び直し支援金の支給の停止を決定し、当該申出書の提出を行った者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受給者が休学し、又は留学したことが判明したときは、教育長は、学び直し支援金の支給を停止することができる。

4 前2項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている者は、復学することにより学び直し支援金の支給の再開を希望するときは、学び直し支援金支給再開申出書を教育長に提出しなければならない。

5 教育長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、必要な事項を審査の上、学び直し支援金の支給の再開の適否を決定し、当該申出書の提出を行った者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

6 前項の規定により学び直し支援金の支給の再開の決定をした場合において当該決定を受けた者が復学する前に支給すべき額を超える額を支給しているときは、当該超過額は、当該再開の決定後に支給すべき学び直し支援金の内払とみなす。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

- 一 退学したとき。
- 二 学び直し支援金の支給を辞退しようとするとき。
- 三 保護者等の氏名、住所又は収入の状況の変更があったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の前日から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第3条第1項第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。